

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5937563号
(P5937563)

(45) 発行日 平成28年6月22日(2016.6.22)

(24) 登録日 平成28年5月20日(2016.5.20)

(51) Int.Cl.

F 1

HO4W 8/26	(2009.01)	HO4W 8/26	110
HO4W 84/10	(2009.01)	HO4W 84/10	
HO4W 88/08	(2009.01)	HO4W 88/08	
HO4L 12/28	(2006.01)	HO4L 12/28	200Z

請求項の数 4 (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2013-226219 (P2013-226219)
(22) 出願日	平成25年10月31日 (2013.10.31)
(65) 公開番号	特開2014-212507 (P2014-212507A)
(43) 公開日	平成26年11月13日 (2014.11.13)
審査請求日	平成25年10月31日 (2013.10.31)
(31) 優先権主張番号	特願2013-78487 (P2013-78487)
(32) 優先日	平成25年4月4日 (2013.4.4)
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)

前置審査

(73) 特許権者	397036309 株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
(74) 代理人	100140109 弁理士 小野 新次郎
(74) 代理人	100075270 弁理士 小林 泰
(74) 代理人	100101373 弁理士 竹内 茂雄
(74) 代理人	100118902 弁理士 山本 修
(74) 代理人	100196508 弁理士 松尾 淳一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 通信基地局およびその制御方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

複数の通信端末と、

前記複数の通信端末のためのアクセスポイントとして機能する複数の通信基地局と、

前記複数の通信端末のそれぞれを物理的に識別する物理アドレスと前記複数の通信基地局のそれぞれを識別するデータとのすべての組合せと、前記組合せのそれぞれが用いることができるネットワークのネットワークアドレスとの対応関係が記憶されているデータベースと、

前記複数の通信基地局の中の1つの通信基地局において前記複数の通信端末の中の1つの通信端末から受信された通信リクエストに応答して、前記通信リクエストに含まれている物理アドレスと前記通信リクエストを受信した前記1つの通信基地局を識別するデータとの組合せに対応するネットワークアドレスを前記データベースから取得し、取得された前記ネットワークアドレスを前記1つの通信端末に提供することにより、前記1つの通信端末が、前記1つの通信基地局と前記提供されたネットワークアドレスによって識別されるネットワークとを経由して通信することを可能にするように構成された通信制御手段と、を備えていることにより、

前記複数の通信端末のそれぞれが、相互に論理的に隔離されたネットワークを経由して通信をすることを可能にする通信システム。

【請求項 2】

複数の通信端末と、前記複数の通信端末のためのアクセスポイントとして機能する複数

10

20

の通信基地局と、前記複数の通信端末のそれぞれを物理的に識別する物理アドレスと前記複数の通信基地局のそれぞれを識別するデータとの組合せと、前記組合せのそれぞれが用いることができるネットワークのネットワークアドレスとの対応関係が記憶されているデータベースと、前記複数の通信端末のそれから前記ネットワークを介する論理的に隔離された複数の通信回線を形成する通信制御手段とを備えている通信システムを制御する方法であって、

前記通信制御手段が、前記複数の通信基地局の中の1つの通信基地局において前記複数の通信端末の中の1つの通信端末から受信された通信リクエストに応答して、前記通信リクエストに含まれている物理アドレスと前記通信リクエストを受信した前記1つの通信基地局を識別するデータとの組合せに対応するネットワークアドレスを前記データベースから取得するステップと、

前記通信制御手段が、前記取得された前記ネットワークアドレスを前記1つの通信端末に提供することにより、前記1つの通信端末が前記提供されたネットワークアドレスによって識別されるネットワークを経由して通信することを可能にするステップと、を含んでいることにより、

前記複数の通信端末のそれぞれが、相互に論理的に隔離されたネットワークを経由して通信することを可能にする方法。

【請求項3】

請求項2に記載された方法をコンピュータに実行させるコンピュータプログラム。

【請求項4】

請求項3に記載されたコンピュータプログラムが記憶されているコンピュータ可読な記憶媒体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、通信技術に関する。より詳しくは、本発明は、ノートPCやスマートホンなどの通信端末をネットワークに接続するための通信基地局に関する。

【0002】

以下では無線通信を例に用いて説明を行う。しかし、本発明は、有線通信であるか無線通信であるかを問わずに適用可能である。

【背景技術】

【0003】

近年、Wi-Fiなどの無線通信を介してネットワークに接続し、リモートオフィスなどにアクセスする機会が増えている。しかし、ネットワークを介した不正アクセスが横行し、より安全な通信手段の実現が必要とされている。

【0004】

従来の無線通信では、1つの無線基地局（アクセスポイント）に接続される複数の無線端末は、同一のIPアドレスレンジを用いることが一般的である。その結果として、これら複数の無線端末間の通信はIPレイヤで接続され、IPレイヤで個々の無線端末を隔離できない。また、1つのアクセスポイントにおいて、複数の論理アクセスポイント識別子であるサービスセット識別子（SSID）を利用した場合であっても、一つのSSIDに接続する複数の無線端末間では、同一のIPアドレスやIPアドレスレンジが割り振られるため、やはり、IPレイヤで個々の無線端末を隔離することができない。

【0005】

その結果、これら複数の無線端末は、論理的に分離されていないネットワークを介して通信を行うことになる。例えば、転送されるパケットの識別子を用いて、仮想回線相互間が分離されているだけである。このように、従来の無線通信では、同一の無線基地局を介して通信をする複数の無線端末間の通信を分離する仕組みは存在していない。また、無線基地局で利用できるIPアドレス数や、IPアドレスレンジを容易に増やせる仕組みは存在しない。このような技術的な状況が、無線通信の安全性に問題が生じる原因となってい

10

20

30

40

50

る。

【0006】

本発明と関連する可能性がある先行技術文献をサーチしたところ、下記の3つの特許文献が発見された。しかし、特許文献1は、端末固有の識別子ではなく、呼の識別子を利用しているところが本発明とは異なる。また、特許文献1記載の発明は、IPアドレスや、IPアドレスレンジを払い出す仕組みを持っていない。また、特許文献2は、リング構成のネットワークに複数の無線基地局が接続され、その無線基地局間でATMなどを利用した論理回線（仮想回線）を構築する方法であり、本発明とは異なる。更に、特許文献3は、無線端末から仮想回線識別を受信し、OAMセルを利用して仮想回線を管理する仕組みであり、本発明とは異なっている。

10

【0007】

また、公刊された文献ではないが、<http://www.connect802.com/download/aruba/AP-2E.pdf>では、米国アルバネットワークス社（Aruba Networks）から市販されている製品に関する説明がなされている。この文書には、全ての無線基地局から一元的にIPレベルのGREトンネルを利用して管理サーバ（コントローラ）にトンネルを構築する技術が記載されている。しかし、アルバネットワークス社のこの製品は、個々の無線端末毎に仮想回線を作る事はできない点で、本発明とは異なっている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】

20

【特許文献1】特開平06-086356

【特許文献2】特開平07-212375

【特許文献3】特開平08-242231

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

本発明は、上述した従来の無線通信における問題点を解決するために、APに接続する複数の無線端末がそれぞれ論理的に閉じた閉域ネットワークを構成できることを可能にすることによって、無線通信の安全性を向上させることを目的とする。

30

【課題を解決するための手段】

【0010】

本発明によると、複数の通信端末がネットワークに接続する際にネットワークへのアクセスポイントとして機能する通信基地局であって、複数の通信端末のそれぞれを物理的に識別する物理アドレスに対応するネットワークアドレスが記憶されているデータベースと、複数の通信端末から受信された通信リクエストに応答して、通信リクエストに含まれているそれぞれの通信端末の物理アドレスに対応するネットワークアドレスをデータベースから取得し、取得されたネットワークアドレスを用いて複数の通信端末のそれぞれからネットワークを介する論理的に隔離された複数の通信回線を形成する通信制御手段と、を備えている通信基地局が提供される。

40

【0011】

このような通信制御手段において、ネットワーク経路制御や通信回線の帯域制御の機能をネットワークスイッチなどのネットワーク装置から分離して、サーバなどのコントローラで一元管理する仕組みであるSDN（Software Defined Network）と称される技術が存在する。本発明でも、このSDNの技術を利用することが可能である。

【0012】

また、本発明によると、上述した通信制御手段が、複数の通信端末のそれぞれに異なるIPアドレスまたはIPレンジを割り当てる手段を更に備えていることを特徴とする通信基地局が提供される。

【0013】

更にまた、本発明によると、ネットワーク上に形成される複数の論理的通信回線をVX

50

L A Nなどのレイヤ3で構成することにより、インターネットなどの広域IPネットワーク上に複数の論理的通信回線を形成する手段を更に備えていることを特徴とする通信基地局が提供される。

【0014】

更にまた、本発明によると、ネットワーク上に形成される複数の論理的通信回線をV L A NやM P L Sなどのレイヤ2で構成することにより、複数の論理的通信回線を形成する手段を更に備えていることを特徴とする通信基地局が提供される。

【0015】

更にまた、本発明によると、複数の通信端末と、複数の通信端末がネットワークに接続する際にネットワークへのアクセスポイントとして機能する複数の通信基地局と、複数の通信端末のそれぞれの物理アドレスと複数の通信基地局のそれぞれの識別データとの組に対応するネットワークアドレスが記憶されているデータベースと、複数の通信端末から受信された通信リクエストに応答して、通信リクエストに含まれているそれぞれの通信端末の物理アドレスとそれぞれの通信端末がアクセスしている通信基地局の識別データとに対応するネットワークアドレスをデータベースから取得し、取得されたネットワークアドレスを用いて複数の通信端末のそれからネットワークを介する論理的に隔離された複数の通信回線を形成する通信制御手段と、を備えている通信システムが提供される。

10

【0016】

本発明によると、複数の通信端末がネットワークに接続する際にネットワークへのアクセスポイントとして機能する通信基地局であって、複数の通信端末を物理的に識別する物理アドレスに対応するネットワークアドレスが記憶されているデータベースと、複数の通信端末のそれからネットワークを介する論理的に隔離された複数の通信回線を形成する通信制御手段とを備えている通信基地局を制御する方法であって、通信制御手段が、複数の通信端末から受信された通信リクエストに応答して、通信リクエストに含まれているそれぞれの通信端末の物理アドレスに対応するネットワークアドレスをデータベースから取得するステップと、通信制御手段が、取得されたネットワークアドレスを用いて複数の通信端末のそれから前記ネットワークを介する論理的に隔離された複数の通信回線を形成するステップと、を含む方法が提供される。

20

【0017】

更にまた、本発明によると、上述した通信制御手段が、複数の通信端末のそれぞれに異なるIPアドレスまたはIPアドレスレンジを割り当てる手段を更に備えていることを特徴とする方法が提供される。

30

【0018】

更にまた、本発明によると、上述した通信基地局が、ネットワーク上に形成される複数の論理的通信回線をV X L A Nなどのレイヤ3で構成することにより、インターネットなどの広域IPネットワーク上に複数の論理的通信回線を形成する手段を更に備えていることを特徴とする方法が提供される。

【0019】

更にまた、本発明によると、上述した通信基地局が、ネットワーク上に形成される複数の論理的通信回線をV L A NやM P L Sなどのレイヤ2で構成することにより、複数の論理的通信回線を形成する手段を更に備えていることを特徴とする方法が提供される。

40

【0020】

更にまた、本発明によると、複数の通信端末と、複数の通信端末がネットワークに接続する際にネットワークへのアクセスポイントとして機能する複数の通信基地局と、複数の通信端末のそれぞれの物理アドレスと複数の通信基地局のそれぞれの識別データとの組に対応するネットワークアドレスが記憶されているデータベースと、複数の通信端末のそれからネットワークを介する論理的に隔離された複数の通信回線を形成する通信制御手段とを備えている通信システムを制御する方法であって、通信制御手段が、複数の通信端末のそれから受信された通信リクエストに応答して、通信リクエストに含まれているそれぞれの通信端末の物理アドレスとそれぞれの通信端末がアクセスしている通信基地局

50

の識別データとの組に対応するネットワークアドレスをデータベースから取得するステップと、通信制御手段が、取得されたネットワークアドレスを用いて複数の通信端末のそれぞれからネットワークを介する論理的に隔離された複数の通信回線を形成するステップと、を含む方法が提供される。

【0021】

更にまた、本発明によると、上述した方法をコンピュータに実行させるコンピュータプログラムが提供される。

【0022】

更にまた、本発明によると、上述したコンピュータプログラムが記憶されているコンピュータ可読な記憶媒体が提供される。

10

【図面の簡単な説明】

【0023】

【図1】本発明の実施例1の構成を概略的に示すブロック図である。

【図2】実施例1において、コントローラCTLに接続されたデータベースDBに格納されているデータの対応関係を示す図である。

【図3】実施例1において、コントローラCTLに接続された別のデータベースDBに格納されているデータの対応関係を示す図である。

【図4】実施例1におけるコントローラCTLの構成を示す図である。

【図5】実施例1における無線基地局APの構成図である。

【図6】実施例1におけるフローDBの構成図である。

20

【図7】実施例1におけるサーバに格納されているデータを示す図である。

【図8】実施例1の無線基地局APによる個別的な処理を示すフローチャートである。

【図9】実施例1において、IPアドレスを割り当てる際の処理を示すフローチャートである。

【図10】実施例1における、フロー設定とIPアドレスの問合せ処理のシーケンス図である。

【図11】本発明の実施例2の構成を概略的に示すブロック図である。

【図12】実施例2におけるルータRTの構成図である。

【図13】実施例2におけるスイッチDBの構成図である。

【図14】本発明の実施例3の構成を概略的に示すブロック図である。

30

【図15】本発明の実施例4の構成を概略的に示すブロック図である。

【図16】本発明の実施例5の構成を概略的に示すブロック図である。

【図17】実施例5において、コントローラCTLに接続されたデータベースDBに格納されているデータの対応関係を示す図である。

【図18】実施例5において、コントローラCTLに接続された別のデータベースDBに格納されているデータの対応関係を示す図である。

【図19】本発明の実施例5の別の構成を概略的に示すブロック図である。

【発明を実施するための形態】

【実施例1】

【0024】

図1は、本発明の実施例1の構成を示すブロック図であり、2つの異なる無線端末ND1およびND2が、無線基地局APにアクセスし、ネットワークを経由して、サーバSV1およびSV2に接続する様子を概略的に示している。例えばノートPCやスマートホンである無線端末ND1およびND2は、同じ無線基地局APをネットワークへのアクセスポイントとして用い、ネットワークを経由して、2つの異なるサーバSV1およびSV2にそれぞれ接続される。本発明によると、無線端末ND1からサーバSV1への通信と無線端末ND1からサーバSV2への通信とを、論理的に分離することが可能である。以下では、どのような仕組みによって通信の論理的分離が可能になるのかについて、具体的な実施例を用いて説明する。

【0025】

40

50

まず、無線端末N D 1は、IEEE 802.1 aなどのWi-Fi通信(3GやLTEなどでも構わない)を用いて無線基地局A Pに通信リクエストを送信する。無線基地局A Pは、受信した通信リクエストから無線端末N D 1を物理的に識別するMACアドレスを取得し、コントローラC T Lに、無線基地局N D 1の通信許可と、無線基地局N D 1が利用できる仮想回線のネットワークアドレスとを求める。

【0026】

コントローラC T Lは、データベースD Bを検索することにより、通信リクエストを送信してきた無線端末N D 1の通信を許可すべきかどうか判断して、無線端末N D 1の接続ネットワークアドレスNET A D D R 1を無線基地局A Pに返す。NET A D D R 1は、IPアドレスでも、MPLSなどのSIMヘッダでも構わない。無線基地局A Pは通信端末N D 1にネットワークアドレスNET A D D R 1を与える。NET A D D R 1は、複数のネットワークアドレスで構成されるアドレスレンジの場合、そのアドレスレンジから一つのネットワークアドレスが、無線基地局A Pによって提供される。以上のようにして、無線基地局A Pは、無線端末N D 1と同じネットワークアドレスレンジのS V 1との間を接続する通信回路を構築し、無線端末N D 1とサーバS V 1とが通信できるようになる。この通信回路は予め作られていても構わない。同様に無線端末N D 2はサーバS V 2と通信出来るようになる。しかし、複数の無線端末と複数のサーバとの間の通信は相互に論理的に隔離されている。つまり、無線端末N D 1やサーバS V 1は、無線端末N D 2やサーバS V 2と通信することができない。

【0027】

以上の処理をより詳細に説明する。コントローラC T Lに接続された(または、内蔵された)データベースD Bには、図2に示されているように、通信を許可する無線端末のMACアドレスと、そのMACアドレスを持つ無線端末が利用する仮想回線のネットワークアドレスと、無線基地局A P内で利用するポート番号とが予め格納されている。コントローラC T Lは、MACアドレスをキーとしてデータベースD Bを検索し、対応するネットワークアドレスとポート番号とを取得して、無線基地局A Pに与える。

【0028】

また、仮想回線を利用して無線基地局A Pを介したネットワークを構成する場合には、図3に示されているように、データベースD Bには、仮想回線を構成する通信プロトコル、その通信プロトコルで利用する仮想回線のネットワークアドレス(例えば、L2ネットワーク仮想化識別子)が予め管理されていることになる。無線基地局A Pによって、無線端末N D 1が利用するIPアドレスまたはIPアドレスレンジが与えられる場合には、L3ネットワークアドレス範囲をD Bで管理しておく。これにより、コントローラC T Lは、無線端末N D 1のMACアドレスに基づく無線基地局A Pからの問い合わせに対し、利用する仮想回線I D(仮想化識別子)やそのプロトコルの種類(仮想化プロトコル)を、更には、必要な場合には無線端末N D 1に割り当てるIPアドレスレンジを、無線基地局A Pに送信する。

【0029】

次に、コントローラC T Lの機能とデータベースD Bの構成との詳細を説明する。図4に示されているように、コントローラC T Lは、フロー規制生成装置とフロー規制送信装置とを含む。データベースD Bは、図2に示されている対応関係が格納されたMACアドレス・ネットワークアドレスデータベースと、図3に示されている対応関係が格納されたL3アドレス割当状態データベースとから構成される。

【0030】

コントローラC T Lは、無線基地局A PからのMACアドレスに基づく問い合わせに対し、フロー規制生成装置により、無線端末N D 1が利用できる通信(フロー)を制御する。具体的には、MACアドレス・ネットワークアドレスデータベースを利用し、該当するMACアドレスに対して仮想回線I Dと無線基地局A P上で利用するポート情報を生成する。コントローラC T Lは、フロー規制送信装置を利用して生成したこれらの情報を、無線基地局A Pに送信する。

10

20

30

40

50

【0031】

無線基地局 A P から無線端末 N D 1 に I P アドレスまたは I P アドレスレンジを割り当てる必要がある場合には、コントローラ C T L の中のフロー規制生成装置が L 3 アドレス割当状態データベースを検索して、無線端末 N D 1 に割り当てる I P アドレスまたは I P アドレスレンジを決定し、フロー規制送信装置から無線基地局 A P に、割り当てられた I P アドレスまたは I P アドレスレンジを送信する。

【0032】

次に、上記 C T L より送信された情報に基づく無線基地局 A P の動作について説明する。図 5 は無線基地局 A P の構成図である。図 5 の右端にある有線ポートはサーバ S V 1 や S V 2 に接続され、または、他のネットワーク装置を経由してサーバ S V 1 および S V 2 と通信する。無線基地局 A P は、制御ポートを介してコントローラ C T L と接続され通信するが、必要に応じて、有線ポートを介して C T L と接続される場合もある。無線ポートは、W i F i などの無線プロトコルを介して複数の無線端末 N D 1 や N D 2 と通信する。C T L より受信する仮想回線 I D とポート番号は、フロー D B に記録される。フローは、個々の無線端末が利用することになる仮想回線 I D とポート番号とによって管理される。フロー D B に記録された仮想回線 I D に基づいて、L 2 ネットワーク仮想化装置により仮想回線が形成される。この際、有線ポートを出力ポートとして仮想回線が形成される。フロー D B の構成は、図 6 に示されている。

【0033】

コントローラ C T L から受信する I P アドレスまたは I P アドレスレンジは、L 3 アドレス割当装置を介して個々の無線端末に割り当たられる。割り当てられた I P アドレスまたは I P アドレスレンジは無線端末で利用される。マッチング回路では、未知の M A C アドレスを無線端末より受信した場合に、制御ポートを介してコントローラ C T L に通信許可とフロー制御や I P アドレスの新たな割り当てを要求する。また、マッチング回路では、無線基地局 A P で管理されたフロー（フロー D B 内に記録されたフロー）に対して、個々の仮想回線と I P アドレスを接続する。これにより、個々の無線端末とそれぞれの無線端末に対応するサーバとの間で、論理的に隔離された通信環境の中で通信出来るようになり、通信セキュリティが格段に向上する。

【0034】

なお、以上の説明では、無線基地局 A P を介してコントローラ C T L から無線端末 N D 1 や N D 2 に I P アドレスまたは I P アドレスレンジを割り当たた。しかし、I P アドレスまたは I P アドレスレンジは、サーバ S V 1 や S V 2 によって割り当たられてもよい。サーバによる割り当たがなされる場合には、サーバに、図 7 に示されたデータが予め格納されている。この場合、コントローラ C T L から無線基地局 A P へはフロー情報である仮想回線の ネットワークアドレス とポート情報とが送信され、無線端末とサーバとの間は、仮想回線を介して接続される。次に、無線端末からは D H C P などのプロトコルを通じて、サーバに利用する I P アドレスの問い合わせを行い、サーバは、図 7 の情報を用いて、問い合わせに来た無線端末の M A C アドレスに基づいて I P アドレスを払い出す。

【0035】

以上で本発明による無線基地局 A P の動作の概略を説明したが、個別的な処理が図 8 のフローチャートに示されている。図 8 に示されているように、A P でパケットを受信した場合、受信ポートが有線ポートからのものか、無線ポートからのものかを判定する。有線ポートからパケットを受信した場合には、宛先 M A C ルールマッチング処理により通信先の無線端末の M A C アドレスが登録されているかどうかを判断し、登録されてない場合には受信パケットを破棄する。一方で宛先 M A C ルールマッチングに登録されている場合には、仮想ネットワークのヘッダを除去（仮想ネットワークのトンネルを除去）して、対象となる無線端末の無線ポートへパケットを送出する。

【0036】

一方で、無線ポートからパケットを受信した場合には、送信元 M A C ルールマッチングにより、既に登録されている場合には、アドレス要求パケット処理により I P アドレスを

10

20

30

40

50

割り当てる要求のパケットかどうかを判断し、IPアドレス要求のパケットであれば、アドレス割当処理にてIPアドレス、またはIPアドレスレンジを割り当てる。受信したパケットがアドレス要求パケットではない場合には、仮想ネットワーク回線にトンネリング処理するために、L2仮想化ヘッダ挿入し、有線ポートへパケットを送出する。

【0037】

また、送信元MACルールマッチングにて、登録されていないパケットの場合には、コントローラCTLにMACアドレス問合せを実施し、フロールールを受信し、ルール種別にてルールの登録許可の場合には、ルールを登録し、ルール種別にてルール登録拒絶の場合には、パケットを破棄する。

【0038】

また、IPアドレスを割り当てる際の処理フローチャートが図9に示されている。アクセスポイントAPからコントローラCTLにIPアドレス、またはIPアドレスレンジを要求する場合には、CTLにアドレス要求を出し、その結果としてCTLより返答受信する。返答受信した結果、IPアドレス、またはIPアドレスレンジの割当に成功した場合には、無線端末にアドレス割当の情報を送出する。IPアドレス、またはIPアドレスレンジの割当に失敗した場合には、パケット破棄処理により、無線端末への応答を中止したり、割当失敗を通知したりする。

【0039】

更に、フロー設定とIPアドレスの問合せ処理のシーケンス図が図10に示されている。無線端末NDは、アクセスポイントAPに無線接続した後にアドレス要求をおこなう。APはNDのMACアドレスの情報を検索・認証キーとして、コントローラCTLにMAC問合せをおこない、CTLからAPにフロールールが送信される。フロールールはAP内で登録などの処理が行われる。続いてAPからCTLに対してアドレス要求を行い、CTLからAPに対してIPアドレス、またはIPアドレスレンジのアドレス割当てを行う。続いて、APからNDに対してIPアドレス、またはIPアドレスレンジのアドレス割当てを行う。続いてNDからサーバSVへのアクセス処理が開始され、APを介して仮想ネットワーク回線等を通してSVにサーバアクセス情報が送信される。SVからサーバアクセスに対するサーバレスポンスがAPに送信され、APはそのサーバレスポンスをNDに送信する。

【実施例2】

【0040】

以上は、図1のネットワーク構成に基づく実施例1について説明を行ったが、次に、図11に示されている異なるネットワーク構成の実施例2の場合について説明する。図11の構成と図1の構成との違いは、図11では、無線基地局APにネットワーク装置であるルータRTが接続され、サーバSV1やSV2がルータに接続されていることである。処理のシーケンスの違いは、CTLからRTに対して、RT上で設定するフロー情報である仮想回線のネットワークアドレスと利用するポート（必要に応じて仮想化プロトコルの種類の情報）が送信されることである。そして、APとRT間で仮想回線が形成されることである。

【0041】

実施例2では、Wi-Fi無線端末ND1が無線基地局APにWi-Fiまたは3GやLTE無線通信を利用して接続する。無線基地局APは無線通信を用いてND1の個体識別ID（MACアドレス）を取得し、APの制御システムCTLにMACアドレスを識別にした通信許可を問い合わせる。CTLはMACアドレス毎の通信許可を登録したデータベースDBを用いて通信許可を判断し、APとルータRT間の論理トンネルを作成しND1がリモートに位置するサーバSV1とEthernet（登録商標）などで接続できるようになる。このトンネルは予め作られていても構わない。Ethernetの代わりにVLANやATM回線レベルで接続するようにしても構わない。

【0042】

EthernetレベルでND1とSV1が接続された後、SV1からND1に対して

10

20

30

40

50

NETADDR1を払い出す。NETADDR1はIPアドレスでも、MPLSなどのS-IMヘッダでも構わない。NETADDR1は、複数のネットワークアドレスで構成されるアドレスレンジの場合、そのアドレスレンジから一つのネットワークアドレスがAPにより払いだせる。このようにして、APはND1と同じネットワークアドレスレンジのSV1間を接続する通信回路を構築し、ND1はサーバSV1と通信できるようになる。同様に無線端末ND2はサーバSV2と通信出来るようになる。しかし、実施例1の場合と同様に、この実施例2でも、上記ND1とSV1は、ND2やSV2と通信することが出来ず、隔離される通信回路を構築できる。

【0043】

なお、図12には、ルータRTの構成図が示されている。制御ポートを介してCTLよりフロー設定情報を受信し、スイッチDBに格納する。スイッチDBの構成は、図13に示されている。RTは複数のSVポートを具備している。L2ネットワーク仮想化装置は、APとの間で仮想回線を構成する。スイッチング回路は、APで管理されたフロー（フローDB内に記録されたフロー）に対して、個々の仮想回線とIPアドレスを接続する。これにより、個々の無線端末とサーバと間で論理的に隔離された通信環境の中での通信が可能になる。

10

【実施例3】

【0044】

図14には、実施例3が示されている。実施例2ではAPとRT間の論理トンネルがOSI上のレイヤ2であるEthernetやVLANやATMで構成されていたのと異なり、実施例3では、無線基地局APとルータRTとの間がVXLANやGREなどのレイヤ3で論理トンネルが構成されている。このように構成される場合であっても、本発明によると、個々の無線端末とサーバと間で論理的に隔離された通信環境の中での通信が可能になる。

20

【実施例4】

【0045】

図15には、実施例4が示されている。実施例4は、複数のAPと複数のRTで構成するネットワークにおいて、上記実施例2と3の機能を実現するものである。このように構成される場合であっても、本発明によると、個々の無線端末とサーバと間で論理的に隔離された通信環境の中での通信が可能になる。

30

【実施例5】

【0046】

以上は、平成25年4月4日に出願した特願2013-078487号（以下では、「先の出願」と称する）に記載されていた内容である。先の出願に記載された発明は、上述されているように、論理的に隔離された複数の通信回線を形成するために、通信基地局（アクセスポイント）にアクセスしている通信端末の物理アドレスを用いることを特徴としていた。しかし、発明者は、先の出願の後に、更なる研究開発活動を継続した。その成果として、発明者は、通信端末の物理アドレスに加えて、その通信端末がどのアクセスポイントにアクセスしているのかというアクセスポイントの識別データも同時に考慮することで、より柔軟なネットワークの構築が可能になることを見いだした。すなわち、端末情報とアクセスポイント情報との組合せを用いることにより、先の出願に記載されていた発明によって達成された作用効果に加えて、追加的な作用効果が得られることを見いだしたのである。以下では、その新たな実施例について説明したい。

40

【0047】

図16には、本出願で追加する第5の実施例の概略的な構成が、ブロック図として示されている。ただし、図16は、第1の通信端末と第2の通信端末とが同一のアクセスポイントにアクセスする場合である。この場合、第1の端末ND1がアクセスポイントAPに接続すると、アクセスポイントAPは、第1の端末ND1のMACアドレスと自分自身であるアクセスポイントAPに関するデータとの組合せ情報を用いて、コントローラCTLに問い合わせる。コントローラCTLは、データベースDBから得られるND1とAPと

50

の組合せ情報に基づいて、接続ネットワークNETADDR1をアクセスポイントAPに返す。そして、アクセスポイントAPは第1の端末ND1にNETADDR1のIPアドレスを与える。こうして、アクセスポイントAPを経由して第1の通信端末ND1と第1のサーバSV1との間を接続する通信回線が構築され、第1の通信端末ND1と第1のサーバSV1とが通信することが可能になる。第2の通信端末ND2についても同様である。このように、図16の場合には、単に、第1の通信端末ND1と第2の通信端末ND2とが区別されるだけない。アクセスポイントAPにアクセスしている第1の通信端末ND1にはどのようなネットワークアドレスを与え、アクセスポイントAPにアクセスしている第2の通信端末ND2にはどのようなネットワークアドレスを与えるのか、が問題になる。例えば、もし、同じ第1の通信端末ND1であっても、別のアクセスポイントAP'にアクセスする場合には、別のネットワークアドレスが付与される可能性がある。

【0048】

先の出願に記載された発明では、コントローラCTLに接続されたデータベースDBに格納されている通信端末のMACアドレスとネットワークアドレスとの対応関係が図2に示されていた。また、図3には、別のデータベースに格納されているネットワークアドレスに関する対応関係が示されていた。これに対して、アクセスポイントに関する情報も考慮する本実施例の場合の対応関係は、図17および図18に示されている。図17では、端末の物理アドレスの下に、アクセスポイントに関する情報が含まれている。アクセスポイント情報の具体例としては、IPアドレスやMACアドレスが考えられるし、それ以外の管理情報でもかまわない。図18は、図3と同一である。

【0049】

次に、図19にも、本実施例の概略的な構成がブロック図として示されている。ただし、同じ実施例ではあるが、図19は図16と異なり、同じ2つの通信端末が別のアクセスポイントにアクセスする場合であり、本実施例の特徴的な作用効果をより明瞭にするための図解である。図19の構成では、第1の通信端末ND1が第1のアクセスポイントAP1に接続すると、第1のアクセスポイントAP1は、第1の通信端末ND1のMACアドレスと第1のアクセスポイントAP1に関するデータとの組合せ情報に基づいてコントローラCTLに問い合わせる。コントローラCTLは、データベースDBから得た第1の通信端末ND1と第1のアクセスポイントAP1との組合せに対応するネットワークアドレスをAP1に返す。第1のアクセスポイントとルータRTとは、このネットワークアドレスを用いて、第1の通信端末ND1と第1のサーバSV1との間を接続する通信回線を構築する。第1の通信端末ND1は第1のサーバSV1にIPアドレスの払い出し要求を送出するが、第1のサーバSV1は、その要求に応答して、ND1にIPアドレスを払い出す。

【0050】

次に、同じ第1の通信端末ND1が、別のアクセスポイントである第2のアクセスポイントAP2に接続する場合である。この場合、第2のアクセスポイントAP2は、第1の通信端末ND1のMACアドレスと自分自身である第2のアクセスポイントAP1に関するデータとの組合せ情報に基づいてコントローラCTLに問い合わせる。コントローラCTLは、データベースDBから得た第1の通信端末ND1と第2のアクセスポイントAP2との組合せに対応するネットワークアドレスをAP2に返す。第2のアクセスポイントAP2とルータRTとは、このネットワークアドレスを用いて、第1の通信端末ND1と第2のサーバSV2との間を接続する通信回線を構築する。第1の通信端末ND1は第2のサーバSV2にIPアドレスの払い出し要求を送出し、その要求に応答して、第2のサーバSV2は第1の通信端末ND1にIPアドレスを払い出す。

【0051】

次に、本実施例のように、通信端末の物理アドレスだけでなく、その通信端末のよって接続されているアクセスポイントに関するデータも考慮し、これら2つのデータの組に基づいてネットワークアドレスを決定することで、どのような効果が得られるかを、いくつかの例を挙げることによって説明する。

10

20

30

40

50

【0052】

本実施例によると、第1に、従来では発見できなかった不正アクセスを発見できる。例えば、Wi-Fiのアクセスポイントは、通信距離が一般的に20m程度であり、見晴らしが良い場合でも100m程度が限界である。そのために、ビル内のオフィスには、取締役室、応接室、実験室、営業会議室など、複数の箇所にアクセスポイントを設置する必要がある。例えば、実験エンジニアは1階の実験室に配置したアクセスポイントを経由する場合にのみ社内ネットワークにアクセスできる、というルールがある場合を想定しよう。この場合、実験エンジニアの端末であると称する端末から、5階の取締役室のアクセスポイント経由での通信要求があった場合には、拒絶する必要がある。この例では、(1)ユーザの端末ID(MACアドレスや個体識別番号(例えば、シリアル番号、IMEI、MEID、CDN、およびICCID)など)と、(2)アクセスポイントAPの識別データ(IPアドレス、MACアドレス、個体識別番号(例えば、シリアル番号、データパスID、ESSID、IMEI、MEID、CDN、およびICCID)など)との組合せを用いて、通信許可認証処理を行うことにより、不正アクセスを防止することが可能になる。なお、ここで挙げた端末およびアクセスポイントの識別データは、あくまでも例示であり、必要や状況に応じて別の識別データを用いることも可能である。また、アクセスポイント以外に、有線接続するL2スイッチや、L3スイッチの場合でも同様に不正アクセスを発見できる。

【0053】

本実施例によると、第2に、先の出願に記載された発明では依然として通信が困難となる可能性のあるときでも、アクセス状態を改善できる。先の出願に記載された発明では、MACアドレスやシリアル番号などを用いて端末だけを識別している。したがって、端末を識別することを通じてネットワークへの接続を許可または拒絶する。つまり、その端末が現在どこにあるのかという場所を特定した制御はできないため、特定の場所だけからの接続を許可するという制御は不可能である。本実施例による端末とアクセスポイントとの組に基づく認証が可能であれば、ある通信端末について、特定の場所(アクセスポイント)だけからのアクセスを許可することができる。逆に、ある場所(アクセスポイント)への接続については、特定の通信端末だけ許可することも可能になる。

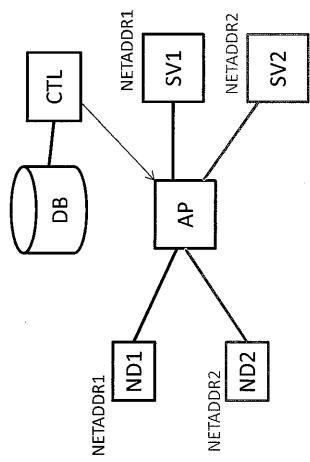
【0054】

本実施例によると、第3に、ある企業や団体における個人の所属部署や担当の変更を、アクセス権限に適切に反映させることができる。例えば、ある企業のオフィスビルにおいて、開発1部(1階)と開発2部(9階)とが存在し、それぞれが、相互に競合関係にある顧客(ライバルの自動車製造会社A社およびB社)のシステムを開発しているとする。エンジニアSは、2013年12月末までは開発1部に所属しており、その期間は、1階に設置されたAPやL2/L3スイッチからしかネットワーク接続させない運用を行っていたとする。ところが、エンジニアSが2014年1月から開発2部に異動になった場合には、9階に設置されたAPやL2/L3スイッチからしかネットワーク接続させない運用に変更する必要がある。このような場合、本実施例によると、エンジニアXの所属組織と利用端末とを関連させて2つのデータの組として管理することになる。この管理により、所属組織の情報がコントローラ(CTL)に通知され、上記のアクセス権限の制御を適切に行うことができる。

【0055】

先の出願に記載されていた発明では、通信端末の物理アドレスを利用して論理的に独立な通信回線の構築を可能にしていた。しかし、以上で説明したように、更にアクセスポイントに関するデータも考慮し、端末の物理アドレスとアクセスポイントデータとの組を用いてネットワークアドレスを決定するという特徴的な構成を採用することにより、更に多様な制御を可能にする柔軟な通信制御が可能になる。

【図1】



1. ND1がAPに接続する
 2. APはND1のMACをCTLに問い合わせる
 3. CTLはDBより得たND1のネットワーク識別子NETADDR1のIPアドレスをAPIに返す
 4. APIはND1にネットワーク識別子NETADDR1のIPアドレスを払い出す
 5. APIはND1とSV1間を接続する回路を構築する
 6. ND1はSV1と通信できる

ND2も同様

【図3】

カラム	内容
ネットワーク識別子	一意なID
L2ネットワーク仮想化プロトコル	VLAN、MPLS
L2ネットワーク仮想化識別子	VLAN ID、MPLS ラベル
L3ネットワークアドレス範囲	割当アドレスの開始点と終了点

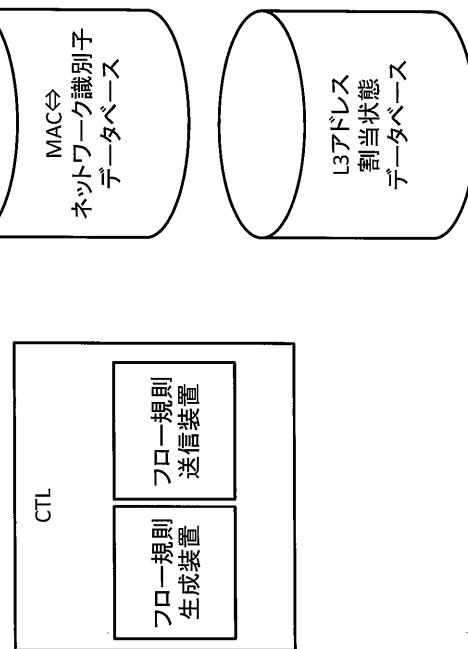
ネットワーク識別子ごとにアドレス範囲を管理することが特徴

【図2】

カラム	内容
端末個体識別子	MACアドレス
ネットワーク識別子	一意なID
ポート番号	送受信する有線ポート番号

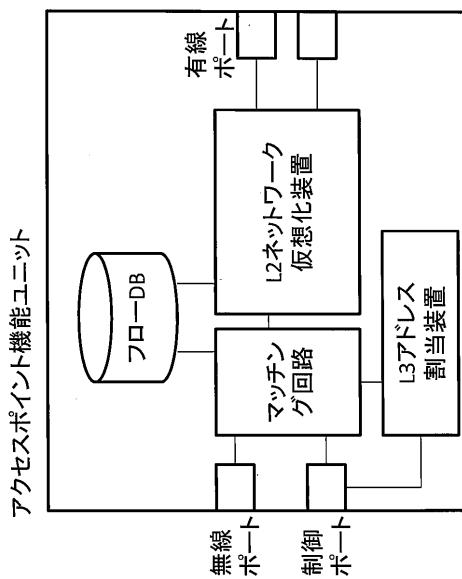
ネットワーク識別子ごとにアドレス範囲を管理することが特徴

【図4】



コントローラ 機能ユニット

【 四 5 】

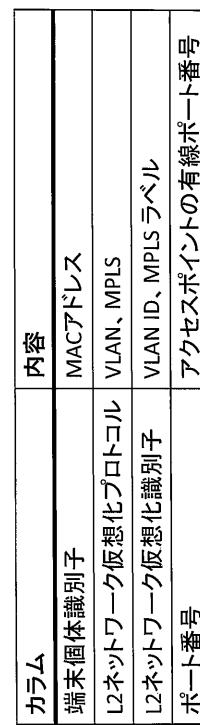


【 义 7 】

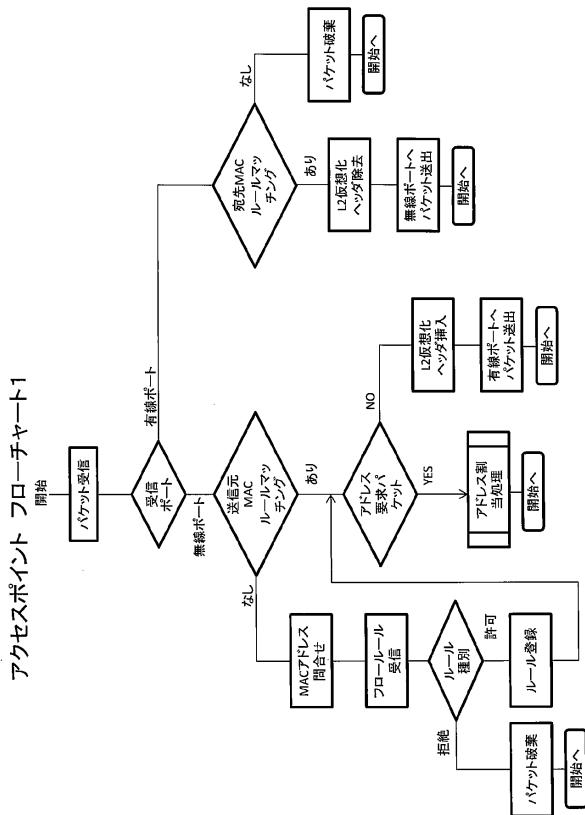


3 アドレス割当状態データベース

【 四 6 】



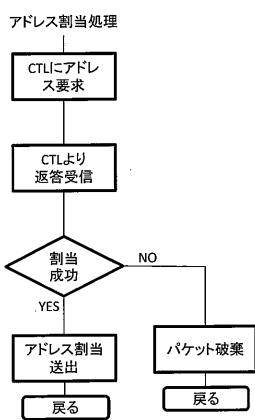
【 四 8 】



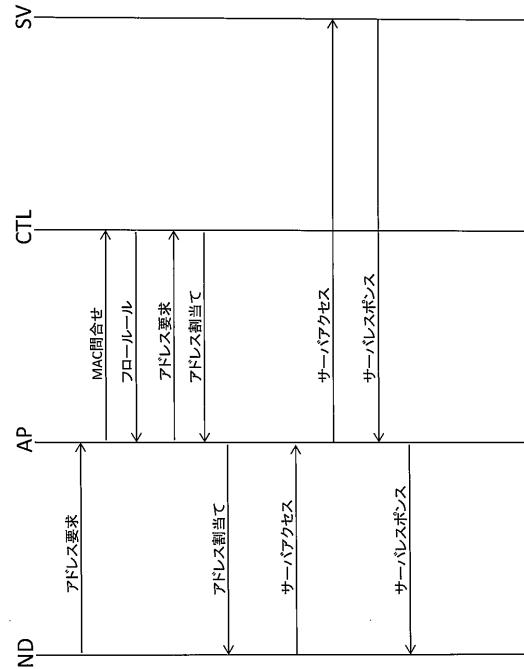
アクヤスボウント フローチャート

【図9】

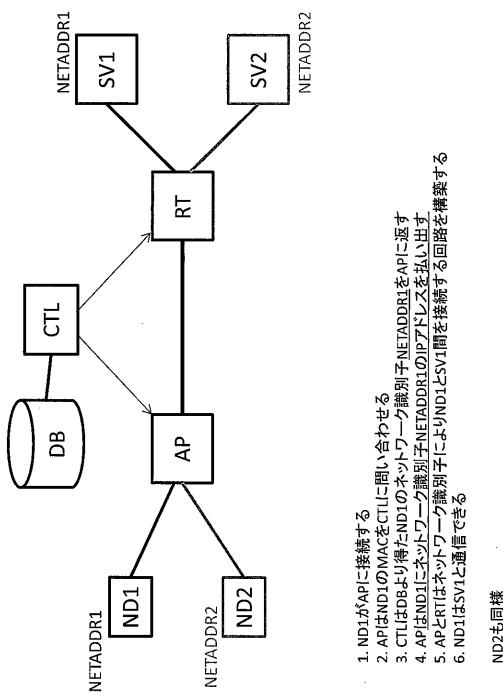
アクセスポイント フローチャート2



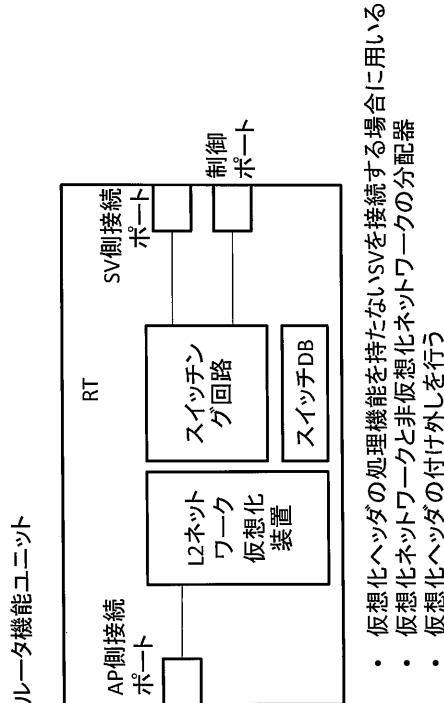
【図10】



【図11】



【図12】



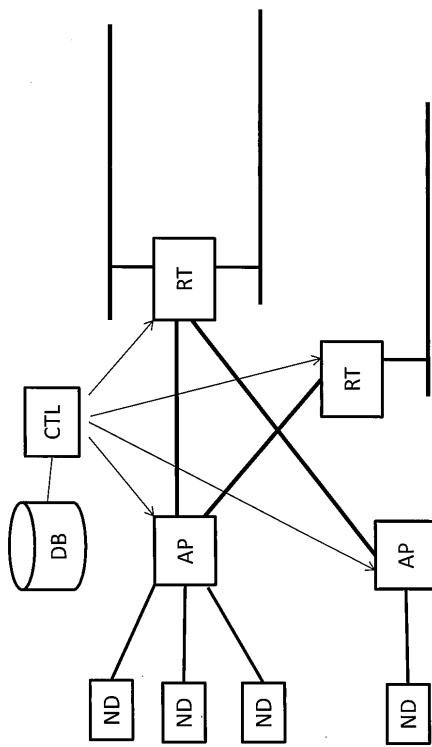
- ・仮想化ヘッダの処理機能を持たないSVを接続する場合に用いる
- ・仮想化ネットワークと非仮想化ネットワークの分離器
- ・仮想化ヘッダの付け外しを行つ

【図13】

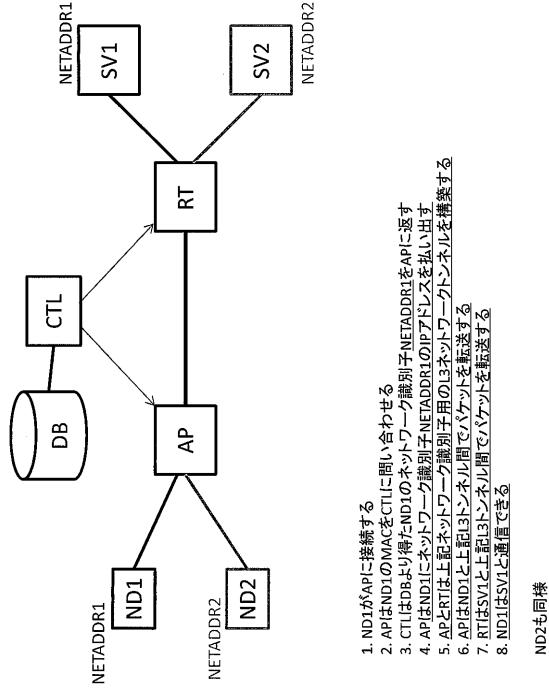
カラム	内容
L2ネットワーク仮想化プロトコル	VLAN、MPLS
L2ネットワーク仮想化識別子	VLAN ID、MPLS ラベル
ポート番号	SV側接続ポート番号

スイッチデータベース

【図15】



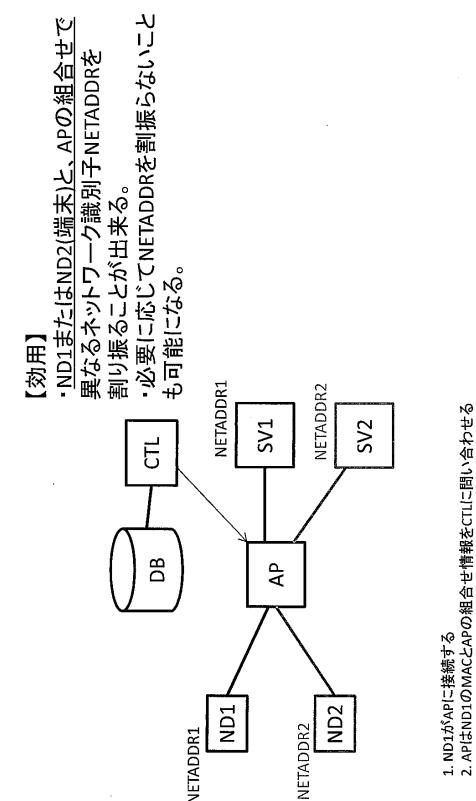
【図14】



1. ND1がAPに接続する
2. APはND1のMACをCTLに問い合わせる
3. CTLはDBにより得たND1のネットワーク識別子NETADDR1をAPIに返す
4. APはND1にネットワーク識別子用の3ネットワークアドレスを払い出す
5. APとRTは上記ネットワーク識別子用の3ネットワークアドレスを転送する
6. APはND1と上記3ネットワークアドレスを転送する
7. RTはSV1と上記3ネットワークアドレスを転送する
8. ND1はSV1と通信できる

ND2も同様

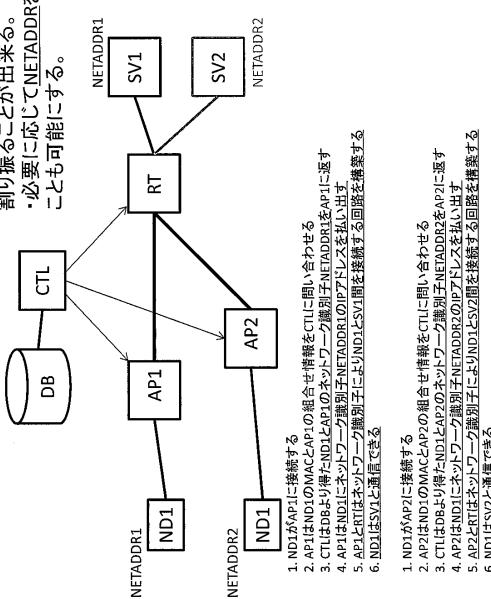
【図16】



1. ND1がAPに接続する
2. APはND1のMACをCTLに問い合わせる
3. CTLはDBにより得たND1のネットワーク識別子NETADDR1をAPIに返す
4. APはND1にネットワーク識別子用の3ネットワークアドレスを転送する
5. APとRTは上記ネットワーク識別子用の3ネットワークアドレスを転送する
6. APはND1と上記3ネットワークアドレスを転送する
7. RTはSV1と上記3ネットワークアドレスを転送する
8. ND1はSV1と通信できる
9. ND2も同様

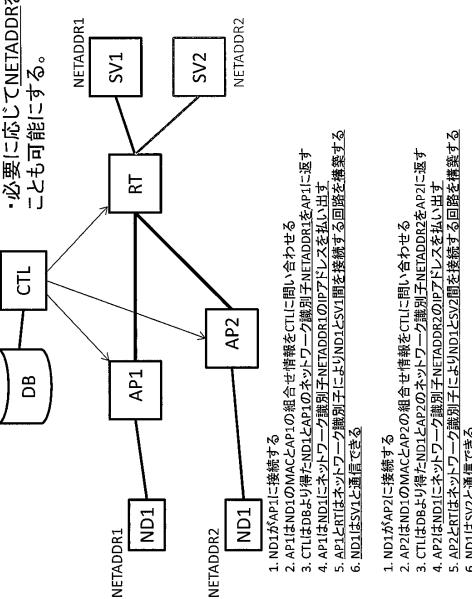
【図 17】

【効用】
 *ND1(端末)と、AP1またはAP2の組合せで異なるネットワーク識別子NETADDRを割り振ることが出来る。
 必要に応じてNETADDRを割振らないことも可能にする。



【図 19】

【効用】
 *ND1(端末)と、AP1またはAP2の組合せで異なるネットワーク識別子NETADDRを割り振ることが出来る。



【図 18】

カラム	内容
端末個体識別子	MACアドレス
API情報	IP or MAC or その他管理情報
ネットワーク識別子	一意なID
ポート番号	送受信する有線ポート番号

ネットワーク識別子ごとにアドレス範囲を管理することが特徴

カラム	内容
ネットワーク識別子	一意なID
L2ネットワーク仮想化プロトコル	VLAN, MPLS
L2ネットワーク仮想化識別子	VLAN ID, MPLS ラベル
L3ネットワークアドレス範囲	割当アドレスの開始点と終了点

ネットワーク識別子ごとにアドレス範囲を管理することが特徴

フロントページの続き

(72)発明者 白崎 博生

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 株式会社ストラトスフィア内

審査官 篠田 享佑

(56)参考文献 特開2007-150633 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04B 7/24 - 7/26

H04W 4/00 - 99/00